

第 2 2 号議案

遠賀・中間地域広域行政事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、遠賀・中間地域広域行政事務組合同規約を別紙のとおり変更する。

平成 2 4 年 3 月 6 日提出

中間市長 松下 俊男

遠賀・中間地域広域行政事務組合同規約の一部を改正する規約

遠賀・中間地域広域行政事務組合同規約の一部を次のように改正する。

第3条の表第7号を次のように改める。

(7) 削除	
--------	--

別表第7号の項を次のように改める。

(7) 削除

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

遠賀・中間地域広域行政事務組合規約の一部改正する規約の新旧対照表

改 正 後	改 正 前																																				
<p>(組合の共同する事務) 第3条 組合は、次表右欄に掲げる市町に係る同表左欄の事務を共同処理する。</p>	<p>(組合の共同する事務) 第3条 組合は、次表右欄に掲げる市町に係る同表左欄の事務を共同処理する。</p>																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">共 同 処 理 す る 事 務</th> <th style="text-align: center;">市 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 老人福祉施設遠賀静光園に関する事務</td> <td>中間市 水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町</td> </tr> <tr> <td>(2) し尿処理に関する事務</td> <td>中間市 水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町</td> </tr> <tr> <td>(3) 火葬施設に関する事務</td> <td>中間市 水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町</td> </tr> <tr> <td>(4) ごみ処理に関する事務</td> <td>中間市 水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町</td> </tr> <tr> <td>(5) 削除</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(6) 消防(本部及び消防署)に関する事務(非常備消防及び消防水利を除く。)</td> <td>水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町</td> </tr> <tr> <td>(7) 削除</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(8) 削除</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	共 同 処 理 す る 事 務	市 町	(1) 老人福祉施設遠賀静光園に関する事務	中間市 水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町	(2) し尿処理に関する事務	中間市 水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町	(3) 火葬施設に関する事務	中間市 水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町	(4) ごみ処理に関する事務	中間市 水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町	(5) 削除		(6) 消防(本部及び消防署)に関する事務(非常備消防及び消防水利を除く。)	水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町	(7) 削除		(8) 削除		<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">共 同 処 理 す る 事 務</th> <th style="text-align: center;">市 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 老人福祉施設遠賀静光園に関する事務</td> <td>中間市 水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町</td> </tr> <tr> <td>(2) し尿処理に関する事務</td> <td>中間市 水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町</td> </tr> <tr> <td>(3) 火葬施設に関する事務</td> <td>中間市 水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町</td> </tr> <tr> <td>(4) ごみ処理に関する事務</td> <td>中間市 水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町</td> </tr> <tr> <td>(5) 削除</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(6) 消防(本部及び消防署)に関する事務(非常備消防及び消防水利を除く。)</td> <td>水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町</td> </tr> <tr> <td>(7) <u>休日急病センターに関する事務</u></td> <td><u>中間市 水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町</u></td> </tr> <tr> <td>(8) 削除</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	共 同 処 理 す る 事 務	市 町	(1) 老人福祉施設遠賀静光園に関する事務	中間市 水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町	(2) し尿処理に関する事務	中間市 水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町	(3) 火葬施設に関する事務	中間市 水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町	(4) ごみ処理に関する事務	中間市 水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町	(5) 削除		(6) 消防(本部及び消防署)に関する事務(非常備消防及び消防水利を除く。)	水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町	(7) <u>休日急病センターに関する事務</u>	<u>中間市 水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町</u>	(8) 削除	
共 同 処 理 す る 事 務	市 町																																				
(1) 老人福祉施設遠賀静光園に関する事務	中間市 水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町																																				
(2) し尿処理に関する事務	中間市 水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町																																				
(3) 火葬施設に関する事務	中間市 水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町																																				
(4) ごみ処理に関する事務	中間市 水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町																																				
(5) 削除																																					
(6) 消防(本部及び消防署)に関する事務(非常備消防及び消防水利を除く。)	水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町																																				
(7) 削除																																					
(8) 削除																																					
共 同 処 理 す る 事 務	市 町																																				
(1) 老人福祉施設遠賀静光園に関する事務	中間市 水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町																																				
(2) し尿処理に関する事務	中間市 水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町																																				
(3) 火葬施設に関する事務	中間市 水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町																																				
(4) ごみ処理に関する事務	中間市 水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町																																				
(5) 削除																																					
(6) 消防(本部及び消防署)に関する事務(非常備消防及び消防水利を除く。)	水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町																																				
(7) <u>休日急病センターに関する事務</u>	<u>中間市 水巻町 岡垣町 芦屋町 遠賀町</u>																																				
(8) 削除																																					

別表（第16条関係）

(7) 削除

別表（第16条関係）

(7) 休日急病センターに関する事務に要する経費

<u>負担割合</u> <u>負担区分</u>	<u>経常経費</u>	<u>その他の経費</u>	<u>関係市町</u>
人口割	10割	7割	中間市・水巻町 岡垣町・芦屋町
平等割		3割	遠賀町

備考

人口割の人口は前年末の住民登録人口とする。

